

介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）に関する重要事項説明書

あなた（又はあなたのご家族）が利用しようと考えている介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）（以下「介護予防支援等」といいます。）業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明しますので、わからないこと、わかりにくいことなどがありましたら、遠慮なくご質問ください。

この「重要事項説明書」は、「足利市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」第7条第1項の規定に基づき、ご利用者にあらかじめ説明しなければならない内容を示したものです。

1 この契約の趣旨について

- 「要支援1」又は「要支援2」の認定を受けた方は、「介護予防サービス」及び「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」とする）」の「事業対象者」に該当する方は、「介護予防・生活支援サービス事業」をご利用いただくこととなります。
 - 介護予防サービスの利用にあたっては、「介護予防サービス計画」の作成を、「介護予防・生活支援サービス事業」のみの利用にあたっては、「介護予防ケアマネジメント」を行う必要があります。これらは、利用者が可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるように配慮したうえで、利用者の希望に基づき実施されます。
 - 介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防サービス計画等」といいます。）は、「地域包括支援センター（又は地域包括支援センターが委託した指定居宅介護支援事業者）」があなたと契約を締結して作成することになっています。
- ※ 「要支援1」及び「要支援2」の認定を受けた方は、自分でプランを作成できる場合があります。

2 サービスのご利用にあたってのご注意

「介護予防サービス」及び「介護予防・生活支援サービス事業」をご利用いただくこととなりますが、サービスの内容につきましては、担当する介護支援専門員（ケアマネジャー）又は地域包括支援センターまでお問い合わせください。

☆ 介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）

介護支援専門員（ケアマネジャー）が利用者の相談や介護予防サービス事業所との連絡調整を図りながら、介護予防サービス支援計画書（ケアプラン）を作成します。

☆ 介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業

利用者が重要事項説明書の交付を受け、介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）契約書の契約締結後にケアプランに基づき受けるサービスです。

3 あなたのお住まいの地域を担当する地域包括支援センター

名 称	足利市地域包括支援センター三重・山前	介護保険指定事業所番号	0900200080
代 表 者	理事長 源田 俊昭		
所 在 地	足利市大前町752番地 石川ビル1階		
連 絡 先	電 話 22-7655 F A X 22-7656		
業 務 時 間	午前8時30分～午後5時15分（平日）		
職 員 体 制 及 び 職 務 内 容	地域包括支援センター（介護予防支援事業者）管理者 1名 地域包括支援センター業務の総括 保 健 師 等 1名 介護予防マネジメント事業の実施 社 会 福 祉 士 1名以上 権利擁護や虐待防止等の地域支援の総合相談業務の実施 主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー） 1名 支援困難事例へ助言等の包括的継続的マネジメントの実施		

4 介護予防支援等（介護予防プラン作成等）を行う事業者

別紙の1の(1)「介護予防計画作成の担当者について」を参照ください。

5 介護予防支援等の内容

介護予防支援等の内容	提供方法	介護保険適用の有無
①介護予防サービス計画等の作成	別紙に掲げる「介護予防支援業務等の実施方法等について」を参照ください。	①～⑦は、一連業務として介護保険の対象となるものです。
②介護予防サービス事業所等との連絡調整		
③サービスの実施状況の把握及び評価		
④給付管理		
⑤介護サービス等に関する相談業務		
⑥利用者と関係医療機関との連携		
⑦利用者の権利擁護に係る連絡調整		

6 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

地域包括支援センター（以下、「センター」といいます。）の担当職員（または指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員）が利用者の状況把握のため、利用者のご自宅に訪問する頻度は、原則3か月に1回（※）となります。ただし、プラン作成をしない期間は、積極的な訪問は致しかねます。また、上記の回数以外にも利用者からの依頼や介護予防支援等業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、利用者のご自宅を訪問いたします。

※モニタリングは原則3か月に1回（1期間）となりますが、要件に該当する場合は、2期間に1回はテレビ電話等を利用して面接することが可能です。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

センター及び事業所(以下、「センター等」といいます。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護について

センター等は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の同居の家族の個人情報についてもあらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等で利用者の同居の家族の個人情報を用いません。

センター等は、利用者及び同居の家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

8 医療・介護の連携について

(1) 入院時に担当介護支援専門員(ケアマネジャー)の氏名等を利用者から入院先医療機関に提供いただくことで医療機関との連携を促進します。

(2) 医療系のサービスを希望している場合、利用者の同意を得て主治医等の意見を求め、意見を求めた主治医等に対して介護予防サービス計画等を交付します。

(3) 介護サービス事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員(ケアマネジャー)自身が把握した状態等について、利用者の同意を得て、介護支援専門員(ケアマネジャー)から主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報を伝達します。

9 介護予防支援等業務に関する苦情相談窓口

センター等が作成した介護予防サービス計画等またはこれに基づいて提供された介護予防サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡ください。

○ センターの苦情相談窓口

【足利市元気高齢課地域包括ケア推進担当】	所在地	足利市本城3丁目2145
	電話	20-2246 FAX 20-1456
	受付時間	8:30~17:15(平日)

○ 介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります

【市町村の窓口】 足利市元気高齢課介護認定担当	所在地	足利市本城3丁目2145
	電話	20-2139 FAX 20-1456
	受付時間	8:30~17:15(平日)
【公的団体の窓口】 栃木県国民健康保険団体連合会	所在地	宇都宮市本町3-9 栃木県本庁合同ビル6階
	電話番号	028-643-2220
	受付時間	8:30~17:00(平日)

「足利市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」第7条第1項の規定に基づき、利用者に重要事項の説明を行いました。

重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
---------------	---	---	---

説 明 者 事業所名

説明者氏名 _____ 印

私は、本書面により足利市地域包括支援センター（又は地域包括支援センターが委託した居宅介護支援事業所）職員から介護予防支援等についての重要事項の説明を受け、本書面の交付を受けました。

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

同 席 者 住 所 _____

()

氏 名 _____ 印

緊急連絡先 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

1 介護予防サービス計画の作成について

- (1) 地域包括支援センター（以下「センター」といいます。）は、介護予防サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
- ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する介護予防サービスの選択にあたっては、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ センターは、利用者に対して介護予防サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ センターは、介護予防サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるようサービス等の担当者から専門的な見地からの情報を求めます。
 - オ センターの介護支援専門員等が本業務を行う際には、常に身分証を携帯し、利用者または利用者の家族から提示を求められたときにはいつでも身分証を提示します。
 - カ 介護予防の効果を最大限に発揮できるよう利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援します。
 - キ 利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うよう努めます。
- (2) センターは、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。
- (3) センターは、介護予防サービス計画の原案について介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
- ア センターは、利用者の介護予防サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく介護予防サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、センターが作成した介護予防サービス計画の原案に同意しない場合には、センターに対して介護予防サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

2 サービス実施状況の把握、評価について

- (1) センターは、介護予防サービス計画作成後も利用者またはその家族さらに指定介護予防サービス事業者と継続的に連絡をとり、介護予防サービス計画の実施状況の把握に努めるとともに目標に沿ったサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との調整を行います。
- (2) センターは、介護予防サービス計画が効果的なものとして提供されるよう利用者の状態を定期的に評価します。
- (3) センターは、利用者が要介護状態となった場合には、利用者へ居宅サービス計画を作成する指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供するとともに、利用者が選定した指定居宅介護支援事業者に対して利用者の同意を得た上で利用者に関する情報を提供します。

3 介護予防サービス計画の変更について

センターが介護予防サービス計画の変更の必要性を認めた場合または介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、センターと利用者双方の合意をもって介護予防サービス計画の変更をこの指定介護予防支援業務実施方法等の手順に従って実施します。

4 要介護認定等の協力について

- (1) センターは、利用者の要介護または要支援認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- (2) センターは、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

5 料金について

センターが行う介護予防支援に対しては、利用者の負担はありません。

ただし、介護保険が適用される場合であっても利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合においては、いったん次表の料金を利用者が支払ったうえでサービス提供証明書を発行することになります。なお、料金についてはケアプランの作成内容に応じ、次表の料金のとおりとなります。また、各種加算に該当する場合、所定の料金に各種加算の料金が加算されます。

※サービス提供証明書と領収書を足利市元気高齢課の窓口提出すると払い戻しされる場合があります。

○料金（1か月あたり）

介護予防支援	4,420円
介護予防ケアマネジメント（基本型）	4,420円
介護予防ケアマネジメント（簡易型）	3,250円
介護予防ケアマネジメント（地域型）	1,020円

○各種加算（1か月あたり）

初回加算（地域型は除く）	3,000円
委託連携加算（地域型は除く）	3,000円

○各種減算（1か月あたり）

高齢者虐待防止措置未実施減算（簡易型・地域型は除く）	40円
業務継続計画未策定減算（簡易型・地域型は除く）	40円